

30信監第8号  
平成30年11月28日

信濃町長 横川正知様  
信濃町議会議長 小林幸雄様  
信濃町教育委員会教育長 竹内康則様

信濃町監査委員 清水 岳美  
信濃町監査委員 佐藤 武雄

平成30年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

# 平成30年度定期監査報告書

## 第1 監査の実施期間

平成30年9月28日から平成30年11月22日まで

## 第2 監査の対象課等

全課等対象、詳細は別添（9頁）のとおり。

## 第3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

監査の範囲 平成30年4月1日から平成30年9月30日までに執行された事務事業等

## 第4 監査の方法

平成30年度上半期（必要に応じて29年度繰越事業含む）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係書類等に基づき、関係職員から説明を聴取した。

監査に当たっては、その事務事業が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、抽出により照合・実査等の監査手続を実施した。

また、例月現金出納検査の結果も参考にして監査を実施した。

## 第5 監査の結果

監査の結果、予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に監査の報告とあわせ意見として記載した。

今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので記載を省略した。

予算の執行状況

(1) 歳入の状況 (平成30年9月30日現在)

(単位：円、%)

区分 会計名	予算現額	調定額	収入済額	調定に対する 収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
一般会計	6,068,394,000	3,232,757,659	2,684,693,542	548,064,117	44.2	83.0
国民健康保険 特別会計	1,188,998,000	639,347,690	497,566,829	141,780,861	41.8	77.8
後期高齢者医療 特別会計	119,953,000	79,379,496	34,102,266	45,277,230	28.4	43.0
介護保険事業 特別会計	906,419,000	640,786,619	371,629,636	269,156,983	41.0	58.0
古海診療所 特別会計	4,710,000	122,496	121,726	770	2.6	99.4
下水道事業 特別会計	421,228,000	54,919,781	38,934,681	15,985,100	9.2	70.9
農業集落排水 事業特別会計	218,822,000	19,494,079	16,461,389	3,032,690	7.5	84.4
特定環境保全公共 下水道事業特別会計	15,786,000	2,401,957	1,977,297	424,660	12.5	82.3
個別排水処理施設 整備事業特別会計	11,421,000	1,808,991	1,545,151	263,840	13.5	85.4
水道事業会計	収益的 200,241,000	115,412,515	115,412,515	0	57.6	100.0
	資本的 6,987,000	432,000	432,000	0	6.2	100.0
病院事業会計	収益的 1,448,734,000	591,205,719	591,205,719	0	40.8	100.0
	資本的 61,961,000	0	0	0	0.0	0.0

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

(2) 歳出の状況 (平成30年9月30日現在)

(単位：円、%)

区分 会計名	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
一 般 会 計	6,068,394,000	1,862,624,383	4,205,769,617	30.7
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	1,188,998,000	468,132,566	720,865,434	39.4
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	119,953,000	49,334,766	70,618,234	41.1
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	906,419,000	360,361,256	546,057,744	39.8
古 海 診 療 所 特 別 会 計	4,710,000	58,594	4,651,406	1.2
下 水 道 事 業 特 別 会 計	421,228,000	158,442,990	262,785,010	37.6
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	218,822,000	96,593,460	122,228,540	44.1
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	15,786,000	4,166,270	11,619,730	26.4
個 別 排 水 処 理 施 設 整 備 事 業 特 別 会 計	11,421,000	4,272,848	7,148,152	37.4
水 道 事 業 会 計	収益的 181,971,000	38,574,998	143,396,002	21.2
	資本的 106,597,000	39,075,239	67,521,761	36.7
病 院 事 業 会 計	収益的 1,540,511,000	655,138,860	885,372,140	42.5
	資本的 102,526,000	40,654,786	61,871,214	39.7

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

## 第6 監査の意見

### 1 各課等共通事項

#### (1) 収入未済額の縮減について

一般会計、特別会計、公営企業会計の平成29年度末の収入未済額は以下のとおり、依然として多額となっており、収入未済額の縮減は、町民負担の公平確立と財源確保の観点からも極めて重要です。

(単位：円)

会計	内 容	収入未済額		
		平成29年度	平成28年度	増 減
		(A)	(B)	(A)-(B)
一般会計	町税	104,403,105	111,078,355	△ 6,675,250
	保育料	191,800	366,000	△ 174,200
	情報通信使用料	408,760	466,840	△ 58,080
	牧場使用料	1,162,900	1,163,900	△ 1,000
	道路・公共物使用料	1,720	21,420	△ 19,700
	公営住宅使用料	21,500	56,900	△ 35,400
	事故外診療手数料	1,057,150	1,106,150	△ 49,000
	<b>土地・建物貸付収入</b>	<b>520,954</b>	<b>289,620</b>	<b>231,334</b>
	<b>消防団員退職報償金等収入</b>	<b>40,200</b>	<b>0</b>	<b>40,200</b>
	<b>黒姫保健休養地管理料</b>	<b>98,000</b>	<b>18,000</b>	<b>80,000</b>
	町営住宅共用部分光熱費	12,190	25,830	△ 13,640
	雑入	0	0	0
	小 計	107,918,279	114,593,015	△ 6,674,736
特別会計	国民健康保険税	29,728,473	38,029,115	△ 8,300,642
	後期高齢者医療保険料	1,524,930	1,803,530	△ 278,600
	介護保険料	5,148,145	5,408,359	△ 260,214
	下水道受益者負担金	3,119,000	3,135,500	△ 16,500
	<b>下水道使用料</b>	<b>930,480</b>	<b>694,370</b>	<b>236,110</b>
	農業集落排水分担金	110,000	110,000	0
	<b>農業集落排水使用料</b>	<b>285,350</b>	<b>86,680</b>	<b>198,670</b>
	特定環境保全下水道使用料	0	0	0
	個別排水処理施設使用料	0	9,540	△ 9,540
小 計	40,846,378	49,277,094	△ 8,430,716	
合 計	148,764,657	163,870,109	△ 15,105,452	
公営企業	<b>水道事業</b>	<b>5,681,881</b>	<b>5,032,564</b>	<b>649,317</b>
	<b>病院事業</b>	<b>16,097,624</b>	<b>13,761,258</b>	<b>2,336,366</b>
	小 計	21,779,505	18,793,822	2,985,683
総 合 計	170,544,162	182,663,931	△ 12,119,769	

※病院事業については、本人負担金（現年度、過年度）のみを記載しています。

町税は、長野県地方税滞納整理機構への移管及び個別滞納整理等により、収入未済額の縮減に向けて努力をされていますが、引き続き、現年度分については新たな滞納の発生を防ぐとともに、滞納繰越分については、早期解消に向け全庁一丸となって対策を講じてください。

また、各課等が所管する税外収入及び公営企業収益の滞留未収金については、一定の収入未済額が長期に固定化している傾向が見受けられ、増加しているものもありますので、引き続き早期の解消と債権の管理に努めてください。

## **(2) 事務の適正性の確保について**

町職員がそれぞれの事務を執行するに当たっては、地方自治法や町の各種規則に基づいて処理することが基本であり、概ね適正に行われています。

しかしながら、一部の事務処理において、担当者の起案の不備やミスが是正されないまま決裁されている事例が見受けられたほか、監査により明らかとなった不適切な収入処理事案についても、継続調査等の指示をしたところです。

また、書類の決裁回議に当たって、特に上司は、部下の起案の内容が法令・規則等と照らし適正であるか否かを確認した上で決裁することが求められます。

## **(3) 物品購入、委託契約等の起案文書について**

行政機関が予算を執行しようとする場合、その理由を明らかにすることが重要です。物品購入あるいは委託契約等の起案文書中に、購入する理由や委託の必要性等の記載がない事例が多く見受けられました。予算要求の際に説明しているとのことですが、情報開示の対象となる起案文書中に購入理由等を記載することが必要です。

## **(4) 単価契約の決裁区分について**

町は、信濃町事務処理規則第6条により、支出負担行為、収入支出命令、契約の締結等について、それぞれ金額に応じて専決できる職を指定しています。

また、単価契約する場合の決裁区分については、財務規則運用通達の改正について（平成30年3月15日29信総358号）により、年間支払見込額によって判断することとしています。

単価契約に係る各種起案文書の中に、年間支払見込額の記載のないものも多く見受けられました。

専決事項の誤りを防止するためにも、決裁区分の判断基準となる年間支払見込額を記載することが必要です。

## 2 各課指摘事項等

### 【総務課】

#### (1) 信濃町役場庁舎宿日直業務委託について（庶務係）

町は、庁舎の宿直業務について、公益財団法人長野シルバー人材センター理事長と、一人1回当たりの単価による委託契約をしています。この契約に関し、契約書の件名及び仕事の内容が「宿日直業務」となっていますが、業務委託仕様書では、「宿直業務」となっています。宿直だけなのか日直も伴うのかを明確にしてください。

また、契約書に契約期間が、業務仕様書に業務時間がそれぞれ明記されていますが、どちらにも業務に従事する日の記載がなく、委託回数が不明ですので、明確にしてください。

#### (2) 防火水槽の安全柵について（庶務係）

町は、今年度町内4カ所の防火水槽に安全柵を設置しました。この安全柵は鉄の支柱を複数本立て、それぞれ地上から概ね30センチメートル間隔で4カ所の穴にロープを通す仕組みとなっています。

今回確認した防火水槽1カ所は、地上から3番目と4番目の穴の部分にのみロープが張っており、下から1番目と2番目の穴にはロープが張られてなく、地上から60センチメートル程の高さまでは防護されていない状態です。防火水槽に誤って落ちる危険があるのは、主に小さな子どもですので、安全柵本来の目的のために、他の3カ所も含めて、すべての穴にロープを張ってください。

### 【住民福祉課】

#### (1) 各種委託契約締結の決裁区分について（保健予防係）

町は、平成30年度に実施する各種検診業務等について、それぞれの検査項目ごとに単価による委託契約を結んでいます。これら単価契約における決裁権者は、財務規則運用通達の改正について（平成30年3月15日29信総358号）により年間支払見込額により判断することとされています。

しかしながら、次の各種契約について、決裁権のない者による決裁が行われていますので、信濃町事務処理規則及び財務規則運用通達に従うようにしてください。

ア 平成30年度各種検診委託契約（相手方：公益財団法人長野県健康づくり事業団）  
年間支出見込額が170万円であり、本来は副町長が決裁すべきところ課長決裁となっている。

イ 平成30年度信濃町人間ドック助成事業契約（相手方：信越病院）  
年間支出見込額が480万円であり、本来は町長が決裁すべきところ副町長決裁となっている。

## 【産業観光課】

### (1) 象の小径バイオトイレ設置工事について（商工観光・癒しの森係）

町が今年度富濃西原地籍に設置したバイオトイレは、使用回数がオーバーした場合や異常発生時にトイレ外壁にあるランプが点灯する仕組みになっています。

トイレ利用者や通行人等がランプの点灯を確認した場合を想定して、ランプの上の注意書き「毎日点灯する場合は、連絡下さい。」との表示や内部の壁面に使用上の注意等が貼られておりますが、こちらの「お問い合わせ先」にも連絡先等が記載されていません。

どこに、どのような方法で連絡してもらうのか等、明確な表示が必要です。

## 【建設水道課】

### (1) 備品の購入について（水道係）

町は、平成30年度水道事業特別会計予算中、1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 備品費で量水器検診用ハンディーターミナル予備機の購入費用として352,000円を計上しましたが、実際は緊急用給水セットを124,200円で購入しています。

購入伺いの決裁文書には、予定していた量水器検診用ハンディーターミナル予備機に替えて緊急用給水セットを購入しなければならない明確な理由が示されていません。

なお、予算の用途を変更する場合は、急を要する場合を除き、予算の補正にて組み替えを行ったうえでの予算執行が望まれます。

## 【教育委員会】

### (1) 屋根からの落雪事故対応について（信濃小中学校）

平成30年2月信濃小中学校の体育館屋根からの落雪により車両損害事故が発生し、町は322,128円の損害賠償を行っています。

平成30年11月6日現地において状況を確認した結果、自然落下方式の体育館及び校舎の屋根からの落雪の処理を業者に委託している期間中に、冬期間駐車禁止区域に職員が不注意で車を置き事故が発生したとのことでした。

今回は、自動車の損傷で済みましたが、児童・生徒の大切な命を預かる学校として、落雪に対する対応が不十分と考えられるので、今後事故が発生しないよう十分な対策が必要です。



## 【信越病院】

### (1) 賃貸借契約等の契約期間について

信越病院では、平成 21 年 4 月 1 日付で、寝具等の賃貸借契約を長野市の A 社と締結しています。契約期間は契約書第 12 条本文で平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間とし、但し書きで双方から変更又は解除の申し入れがない場合は自動更新される旨規定され、現在に至っています。

また、平成 21 年 3 月 6 日付で、建物賃貸借契約を信濃町の B 社と締結しています。契約期間は契約書第 2 条本文で平成 21 年 3 月 16 日から平成 24 年 3 月 15 日までの 3 年間とし、但し書きで双方から申し出がない場合は自動更新される旨規定され、現在に至っています。

さらに、平成 30 年 8 月 20 日付で、臨床化学自動分析装置等検査機器の使用賃貸借契約を松本市の C 社と締結しています。契約期間は契約書第 12 条本文で 2018 年 10 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日までの 1 年間とされ、但し書きで双方から変更又は解除の申し入れがない場合は、以降 1 年間自動延長される旨規定されています。

以上、いずれの契約も自動更新条項が設けられていますが、地方自治法第 232 条の 3 では、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、予算の裏付けのない自動更新条項を設けることができないこととなっています。

このため、現在の契約を早急に見直すと共に、信濃町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例も考慮し、新たに契約を締結して下さい。

平成30年度定期監査日程表

実施日	対象課等	監査対象等
9月28日(金)	総務課、税務会計課 全係 議会事務局、監査委員事務局	調書監査
10月2日(火)	住民福祉課 全係	調書監査
10月5日(金)	産業観光課 全係	調書監査
10月10日(水)	住民福祉課	柘形不燃物最終処分場 (現地監査)
	信越病院	調書監査
10月17日(水)	建設水道課 全係	調書監査
	建設水道課 水道係	荒瀬原配水池 (現地監査)
10月26日(金)	教育委員会 全係	調書監査
10月29日(月)	総務課 庶務係	防火水槽等、気象観測装置 (現地監査)
	総務課 財政係	普通財産 (現地監査)
	産業観光課 商工観光・癒しの森係	町営第2駐車場、バイオトイレ、旧黒姫管理棟 (現地監査)
11月6日(火)	教育委員会 総務教育係	スクールバス (現地監査)
	教育委員会 生涯学習係	総合会館 (現地監査)
11月22日(木)	全課全係	結果の取り纏め